

平成16年3月31日に報酬規程が撤廃され、弁護士報酬自由化となり、それを受けて、4月1日付で相談センター報酬参考基準が設けられたことをご存知かと存じます。

その中で、クレサラ案件については被害者救済業務という性質上、センター経由案件については別に事件受任審査基準を設け、その着手金・報酬についてはその基準内で設定するようになっています。

つまり、クレサラ案件については、報酬基準(審査基準)を遵守ということになります。

相談担当の会員から報酬に関する問い合わせがあった場合には、必ず、報酬参考基準及び事件受任審査基準に基づいた説明を行ってください。

報酬の問題は、紛議等でも大きな原因となります。報酬参考基準は必ず、ご一読ください。

大阪弁護士会 総合法律相談センター

事件受任審査基準

総合法律相談センター報酬参考基準

別表第一 事件受任審査基準

1 審査の対象事項

規程第九条及び本則第十三条に基づく事件受任承認申請に対する審査は、次に掲げる事項が明確であり、かつ、内容が相当であるかについて行う。

- (1) 請求権の根拠
- (2) 受任範囲（訴訟、調停、示談交渉、書類作成、継続相談その他の別）
- (3) 依頼者の受ける経済的利益の価額とその算定方法
- (4) 着手金、報酬金、手数料及び実費の額が総合法律相談センター報酬参考基準（別表第二。以下「センター報酬参考基準」という。）に照らし著しく不相当なものでないか。
- (5) センター報酬参考基準第七条及び第八条に掲げる事項が満たされているか。
- (6) 次項に掲げる業務については同項に適合しているか。

2 サラ金等被害者救済業務における審査の対象としての報酬基準

債権者が、いわゆるサラ金又はクレジット会社等消費者を対象とする金融業者であるサラ金等被害者救済業務の報酬基準は、次のとおりとする。

(1) 任意整理

任意整理事件については、次の基準による。ただし、資産売却、債権取立を伴う任意整理事件、事業者の任意整理事件等については、センター報酬参考基準に準じる。

- ①費用は、依頼者の負担とする。
- ②着手金
債権者二人以内 五万円以下
債権者三人以上 債権者一人当たり二万円以下
- ③報酬金
次の各号の合計金額を限度とする。さらに、利息制限法の引き直しにより過払金返還を受けたときは過払金の二割を加算した金額を上限とする（ただし、センター報酬参考基準に定める額を超えないものとする。）。
 - イ 業者の請求額を減額させた額の一〇％
 - ロ 業者の請求額から利息・遅延損害金を減額させた上で二年以上の長期分割弁済とした場合は、分割元本額の五％

(2) 自己破産・免責申立て

非事業者の自己破産・免責申立てについては、次の基準による。ただし、事業者の自己破産・免責申立事件については、センター報酬参考基準に準じる。

- ①費用は、依頼者の負担とする。
 - ②着手金
債権者数及び負債額にかかわらず、三〇万円以下
 - ③報酬金
依頼者の免責決定が確定したときに限り、次の報酬金を受け取ることができる。
 - イ 着手金が三〇万円に満たなかった場合は、三〇万円から着手金の額を差し引いた額以下の額
 - ロ 免責について異議が出たり、一部弁済を指示される等複雑な事案について免責決定が確定した時は、二〇万円以下の額
 - ④破産手続中に、破産債権者から、取立訴訟を提起されて事件を受任するときは、②及び③の着手金及び報酬金とは別に、取立訴訟事件の着手金及び報酬金の合計額として訴訟一件当たり一〇万円以下の額を受け取ることができる。
- #### (3) 個人債務者の民事再生申立て
- 個人債務者の民事再生申立てについては、次の基準による。
- ①費用
費用は、依頼者の負担とする。
 - ②着手金
債権者数及び負債額にかかわらず、四〇万円以下とする。

③報酬金

なし。

④再生計画履行補助費用

再生計画の履行補助の費用は、月額二千元以下（金融機関の振込手数料は除く。）とする。

⑤再生計画の変更申立て又は民事再生法第二百三十五条に定める免責の申立て

再生計画の認可後に、再生計画の変更申立てや民事再生法第二百三十五条に定める免責の申立てを受任する場合は、別途、着手金及び報酬金を受けることができる。ただし、その合計額は、一〇万円以下の額とする。

(4) 訴訟

取立訴訟については、着手金及び報酬金ともセンター報酬参考基準に準じる。
